

介護・障害福祉事業サポート 料金表

R6.10.1現在

基本料金		料金(税込)
指定申請 + 会社設立	高齢者デイ/訪介 居宅・重訪	高齢者デイ/訪問介護事業所指定申請 + 合同会社設立 276,000 高齢者デイ/訪問介護事業所指定申請 + 株式会社設立 407,000
	放デイ/児発 生活介護/就労B等	(障害福祉・児童福祉)通所系事業所指定申請 + 合同会社設立 386,000
		(障害福祉・児童福祉)通所系事業所指定申請 + 株式会社設立 517,000
	指定申請	高齢者デイサービス
※同時申請時		(介護保険)総合事業 予防専門型サービス + 33,000
※同時申請時		(介護保険)総合事業 予防専門型以外(1事業につき) + 55,000
訪問系サービス		訪問介護事業所(介護保険または障害福祉いずれか)指定申請 165,000
※同時申請時		訪問介護事業所(介護保険・障害福祉併設)指定申請 + 77,000
※同時申請時		(障害福祉)移動支援サービス登録申請 ※名古屋市内限定 + 55,000
※同時申請時		(介護保険)総合事業 予防専門型サービス + 33,000
※同時申請時		(介護保険)総合事業 生活支援型サービス(1事業につき) + 55,000
居宅介護支援		居宅介護支援事業所申請 110,000
障害グループホーム		共同生活援助事業所(介サ包括型・外サ利用型) 330,000
放デイ・生活介護など		(障害福祉・児童福祉)通所系事業所指定申請 275,000
※同時申請時	多機能型(障害福祉2事業/児童福祉2事業)で申請する場合 + 88,000	
※同時申請時	多機能型(障害福祉事業と児童福祉事業)で申請する場合 + 175,000	
介護タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定) 330,000	

※新規指定申請には、上記料金のほかに、申請窓口へ納付していただく申請手数料(3万円)が別途必要になります
 ※通所系事業(老人デイ、放課後デイ等)の候補地変更に伴う追加図面相談は、1回につき33,000円を別途申し受けます
 ※就労継続支援A型の申請には、別途追加料金を申し受けます

オプション		料金(税込)
税務	税務顧問	開業後も経理・税務面でしっかりサポートいたします。(設立後～6カ月間) 月額22,000～
		決算料等が別途必要となります。(7カ月目以降) 月額33,000～
設立時 手続	資金調達(借入)	事業計画書作成のお手伝いをいたします。 着手金82,500円+※借入額の3.3%(16.5万円～)
	設立届等届出	税務署等へ法人設立届・青色申告等税務書類の届出を行います。 ※ 33,000
	会社印鑑	会社ご実印・銀行印・角印をスピード作成いたします。 16,500～
労働保険 社会保険 業務管理体制 事業開始届	労働保険	労働保険・雇用保険の加入手続を行います。(介護事業は加入が必須となります) 50,000
	社会保険	社会保険加入(健康保険証発行)手続を行います。 50,000
	業務管理体制	業務管理体制の整備届出書の届出をします。 ※ 11,000
	事業開始届	老人・障害各事業の事業開始届を提出します。 ※ 11,000
助成金	助成金受給	キャリアアップ助成金・介護福祉機器等助成など 着手金55,000円+助成額の33%
登記	定款目的変更	幅広い介護事業が行えるように、定款の目的変更を行います。 77,000
	増資手続	資本金の増資手続を行います。 別途見積
保険	賠償責任保険	万が一の事故に備えて、福祉事業者賠償責任保険の加入手続を行います。 保険料実費
送料	赤レターパック	送料が別途必要になります。(600円/通) 送料実費

※税務顧問契約ご契約の方は、無料サービスさせていただきます(資金調達は、第1期の決算報酬から着手金以外の費用を控除いたします)

ホームページ <http://www.kaigo-nagoya.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目7番26号 ACAビル3F (地下鉄久屋大通駅1番出口、徒歩5分)

TEL 0800-888-1600 FAX 052-973-3904



株式会社 ビジネスサポート



税理士法人川崎会計事務所

この報酬額はR6.10.1現在のものです。ここに記載されている報酬額が改定されている場合があります。詳細は面談時等にご確認下さい。